

こ成環第 129 号
こ支虐第 148 号
令和 6 年 3 月 30 日

各
〔 都道府県知事
指定都市市長
中核市市長
児童相談所設置市長 〕 殿

こども家庭庁成育局長
こども家庭庁支援局長

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行について

「児童福祉法等の一部を改正する法律」（令和 4 年法律第 66 号。以下「改正法」という。）については、その施行に向けて、今般、「児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令」（令和 6 年政令第 161 号。以下「整備政令」という。）及び「児童福祉法施行規則の一部を改正する内閣府令」（令和 6 年内閣府令第 46 号。以下「施行府令」という。）が本年 3 月 30 日に公布され、令和 6 年 4 月 1 日より施行するものとされた。また、これに先立ち、「児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令」（令和 5 年内閣府令第 72 号。以下「整備府令」という。）及び「児童福祉法施行規則第五条の二の十二第二項第七号の規定に基づきこども家庭庁長官が定める基準」（令和 5 年こども家庭庁告示第 14 号。以下「告示」という。）が昨年 11 月 14 日に公布されるとともに、「一時保護施設の設備及び運営に関する基準」（令和 6 年内閣府令第 27 号。以下「一時保護施設設備運営基準」という。）及び「一時保護施設の設備及び運営に関する基準第二十条第四項の規定に基づきこども家庭庁長官が指定する者」（令和 6 年こども家庭庁告示第 7 号。以下「指定告示」という。）が本年 3 月 27 日及び 29 日に公布され、一部の規定を除き令和 6 年 4 月 1 日から施行又は適用するものとされた。さらに、改正法のうち、児童生徒性暴力等を行ったことにより保育士（「国家戦略区域限定保育士」を含む。以下同じ。）の登録を取り消された者等に係るデータベースに関する規定並びに一時保護の要件及び手続の整備に関する規定の施行期日を定める「児童福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（令和 5 年政令第 372 号）」も公布され、施行期日は前者については令和 6 年 4 月 1 日、後者については令和 7 年 6 月 1 日とされた。

改正法の施行に際しては、「児童福祉法等の一部を改正する法律の公布について」（令和 4 年 6 月 15 日付け子発 0615 第 1 号、障発 0615 第 1 号厚生労働省子ども家庭局長、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長連名通知）で通知した内容のほ

か、下記の点についてご留意いただくとともに、各改正事項に関する詳細な内容については各改正事項に関し策定するガイドライン等を参照いただき、その内容を御了知の上、管内の市町村並びに関係機関及び関係団体等に周知を図り、その運用に遺漏のないようお願いする。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言である。

記

I 市町村による包括的な支援のための体制の強化等に関する事項

- 1 サポートプランの作成等（改正法による改正後の児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「新法」という。）第 10 条第 1 項第 4 号、整備府令及び施行府令による改正後の児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号。以下「新規則」という。）第 1 条の 39 の 2、改正法による改正後の母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号。以下「改正母子保健法」という。）第 9 条の 2 第 2 項及び整備府令による改正後の母子保健法施行規則（昭和 40 年厚生省令第 55 号）第 1 条関係）

市町村の業務として、児童及び妊産婦の福祉に関し、心身の状況等に照らし包括的な支援を必要とすると認められる要支援児童及びその保護者、特定妊婦等に対して、これらの者に対する支援の種類及び内容その他の事項を記載した計画の作成その他の包括的かつ計画的な支援を行うものとし、当該計画の記載事項として、要支援児童等その他の者に対する支援の種類及び内容等を定めた。

また、併せて、市町村は、母性並びに乳児及び幼児の心身の状態に応じ、健康の保持及び増進に関する支援を必要とする者について、母性並びに乳児及び幼児に対する支援に関する計画の作成並びに支援の実施状況及び当該者の状態を定期的に確認し、当該状態を踏まえ、当該者に係る当該計画の見直しを行うこととした。

また、これらの計画（以下「サポートプラン」という。）を作成する際、一方のサポートプランの作成対象となる者が、他方のサポートプランの作成対象になる者であると認められる場合には、サポートプランの作成を担当する職員同士で連携してサポートプランを作成しなければならない旨を規定した。

サポートプランの作成に関する詳細な運用については、「こども家庭センターガイドライン」（令和 6 年 3 月 30 日付けこ成母第 142 号、こ支虐第 147 号こども家庭庁成育局長、こども家庭庁支援局長連名通知）を参照されたい。

- 2 こども家庭センターの設置（新法第 10 条の 2 及び改正母子保健法第 22 条関係）

市町村は、こども家庭センターの設置に努めなければならないものとし、当該センターは、児童及び妊産婦の福祉に関する包括的な支援を行うことを目的

とするとともに、家庭からの相談に応ずること、サポートプランの作成その他の包括的かつ計画的な支援を行うこと、関係機関との連絡調整、児童及び妊産婦の福祉並びに児童の健全育成に資する支援を円滑に行うための体制の整備等の業務を行うほか、3の地域子育て相談機関と密接に連携を図るものとした。

また、こども家庭センターは、上記の業務のほか、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行うことを目的として、母子保健に関する相談、保健指導、関係機関との連絡調整やサポートプラン作成等の支援等の事業についても行うものとした。

こども家庭センターの詳細な運用については、「こども家庭センターガイドライン」を参照されたい。

また、母子保健法施行規則様式第3号に規定する母子健康手帳の様式（以下「府令様式」という。）について所要の改正を行うとともに、改正法の施行前における府令様式について、改正法の施行後も当分の間、これを取り繕って使用することができる旨の経過措置を置くこととした。

3 地域子育て相談機関の整備（新法第10条の3及び新規則第1条の39の3関係）

市町村は、地域の住民からの子育てに関する相談に応じ、必要な助言を行うことができる地域子育て相談機関の整備等に努めなければならないものとし、地域子育て相談機関は、必要に応じ、こども家庭センターと連絡調整を行うとともに、地域の住民に対し、子育て支援に関する情報提供を行うよう努めなければならないものとした。併せて、地域子育て相談機関となることができる場所として、保育所、幼稚園、認定こども園、地域子育て支援拠点事業の実施場所、児童館その他地域子育て相談機関で行うこととされる相談及び助言を適切に行うことができると市町村長が認める場所を規定した。

地域子育て相談機関の詳細な運用については、「地域子育て相談機関設置運営要綱」（令和6年3月30日付け成環第100号こども家庭庁成育局長通知）を参照されたい。

II 児童等に対する支援の充実等に関する事項

1 障害児通所支援に関する事項（新法第6条の2の2第2項及び第3項並びに第43条関係）

多様な障害児が身近な地域で発達支援を受けられる体制整備を促進する観点から、

- ・児童福祉法における「医療型児童発達支援」について、「児童発達支援」に一元化するとともに、
- ・児童福祉法における「児童発達支援センター」について、「福祉型」と「医療型」という類型を廃止し、「児童発達支援センター」に一元化し、児童発達支援センターが、地域における障害児支援の中核的役割を担うことを明確化した。

また、放課後等デイサービスについて、専修学校・各種学校へ通学している障害児を対象としていなかったところ、そうした障害児の中には、障害の状態・発達段階や家庭環境等により発達支援を必要とする場合もあることから、専修学校・各種学校へ通学している障害児であっても、放課後等デイサービスによる発達支援を必要とするものとして、市町村長が認める場合については、対象とした。

2 児童自立生活援助事業の実施場所の拡大及びそれに伴う職員配置や設備基準等に関する事項（新法第6条の3第1項、整備政令による改正後の児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号。以下「新令」という。）第1条の2、新規則第1条の2の8、第36条の4の2、第36条の8、第36条の9及び第36条の14等関係）

新法第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助事業について、実施場所や一律の年齢制限の弾力化により対象の拡大を行うこととした。20歳以上の措置解除者等に係る要件については、一部政令で定めることとされていたが、新令第1条の2において、各施設等により、相談その他の援助（アフターケア）を受けている者を対象とするとともに、修学中の場合に限らず、就学又は就労に向けた活動を行っている場合等でも本事業を利用できることとした（さらに一部は内閣府令に委任されており、新規則第1条の2の8第2項から第5項までを参照されたい。）

また、同事業の実施場所については、従来の自立援助ホームに加え、児童養護施設等や里親の居宅等で実施できることとした（新規則第1条の2の8第1項）とともに、その職員配置や設備基準については、児童自立生活援助事業をその実施場所に応じてⅠ型からⅢ型に類型化し、それぞれ定めることとした（新規則第36条の8、第36条の9及び第36条の14等）。

本事業の詳細な運用については、令和6年3月30日付で改正することとした「児童自立生活援助事業の実施について」（平成10年4月22日付け児発第344号厚生省児童家庭局長通知）及び「社会的養護経験者等への支援に関するガイドライン」（令和6年3月30日付けこ支家第186号こども家庭庁支援局長通知）を参照されたい。

3 都道府県又は市町村等による事業の実施等に関する事項

（1）新たに創設する事業

- ① 親子再統合支援事業（新法第6条の3第15項、第33条の6の2、第34条の7の2から第34条の7の4、新規則第1条の32の5、第36条の32の2及び第36条の32の3関係）

都道府県が行うことのできる事業として、親子の再統合を図ることが必要と認められる児童及びその保護者に対して、児童虐待の防止に資する情報の提供、相談及び助言その他の必要な支援を行う事業を新設し、都道府県は、本事業が着実に実施されるよう、必要な措置の実施に努め

なければならないこととした。

また、本事業は、児童福祉司、児童心理司、医師その他の親子の再統合のための相談及び助言その他の必要な支援についての専門的知識及び経験を有する者をして行わせることを基本とするものとした。

併せて、国及び都道府県以外の者による事業の実施に係る届出手続、届出事項等について規定した。

親子再統合支援とは、親子関係再構築支援(こどもと親がその相互の肯定的つながりを主体的に築いていけるよう、虐待をはじめとする養育上の問題や課題に直面している家庭の親子関係の修復や再構築に取り組むこと)と同義であり、都道府県等においては、「親子関係再構築のための支援体制強化に関するガイドライン」(令和5年12月26日付けこ支虐第223号こども家庭庁支援局長通知)を踏まえて、親子関係再構築支援を適切に行うための体制や支援メニューを確保できるよう親子再統合支援事業の積極的な活用を図りつつ、親子関係再構築支援の取組を推進されたい。

- ② 社会的養護自立支援拠点事業（新法第6条の3第16項、第34条の7の2、新規則第1条の32の6、第36条の32の2及び第36条の32の3関係）

都道府県が行うことのできる事業として、新法第6条の3第1項第1号に規定する措置解除者等又はこれに類する者が相互の交流を行う場所を開設し、当該場所において、適当な設備を備える等により、これらの者に対する情報の提供、相談及び助言並びにこれらの者の支援に関連する関係機関との連絡調整その他の必要な支援を行う事業を新設し、国及び都道府県以外の者による事業の実施に係る届出事項等を規定した。

本事業の詳細な運用については、「社会的養護自立支援拠点事業等の実施について」（令和6年3月29日付けこ支家第183号こども家庭庁支援局長通知）及び「社会的養護経験者等への支援に関するガイドライン」を参照されたい。

- ③ 意見表明等支援事業（新法第6条の3第17項、第34条の7の2から第34条の7の4、新規則第36条の32の2及び第36条の32の3関係）

都道府県が行うことのできる事業として、意見聴取その他の措置（以下「意見聴取等措置」という。）の対象となる児童の入所の措置又は一時保護等の措置を行うことに係る意見又は意向及び入所の措置その他の措置が採られている児童その他の者の当該措置における処遇に係る意見又は意向について、児童の福祉に関し知識又は経験を有する者が、意見聴取その他これらの者の状況に応じた適切な方法により把握するとともに、これらの意見又は意向を勘案して児童相談所、都道府県その他の関係機関との連絡調整その他の必要な支援を行う事業を新設し、都道府県は、

本事業が着実に実施されるよう、必要な措置の実施に努めなければならないこととした。

併せて、国及び都道府県以外の者による事業の実施に係る届出手続、届出事項等を規定した。

都道府県等においては、「こどもの権利擁護スタートアップマニュアル」(令和5年12月26日付けこ支虐第224号こども家庭庁支援局長通知)及び「意見表明等支援員の養成のためのガイドライン」(令和5年12月26日付けこ支虐第224号こども家庭庁支援局長通知)を踏まえ、本事業の適切かつ積極的な実施を図らねたい。

④ 妊産婦等生活援助事業(新法第6条の3第18項、第34条の7の5、新規則第36条の32の4及び第36条の32の5関係)

都道府県が行うことのできる事業として、家庭生活に支障が生じている特定妊婦等及びその者が監護すべき児童を、生活すべき住居に入居させ、又は当該事業に係る事業所その他の場所に通わせ、食事の提供その他日常生活を営むのに必要な便宜の供与、児童の養育に係る相談及び助言、母子生活支援施設その他の関係機関との連携調整、特別養子縁組に係る情報の提供その他の必要な支援を行う事業を新設し、都道府県は、本事業が着実に実施されるよう、必要な措置の実施に努めなければならないこととした。

併せて、国及び都道府県以外の者による事業の実施に係る届出手続、届出事項等を規定した。

本事業の詳細な運用については、「妊産婦等生活援助事業の実施について」(令和6年3月29日付けこ支家第184号こども家庭庁支援局長通知)及び「妊産婦等生活援助事業ガイドライン」(令和6年3月29日付けこ支家第187号こども家庭庁支援局長通知)を参照されたい。

⑤ 子育て世帯訪問支援事業(新法第6条の3第19項、新規則第1条の32の7及び第36条の32の9関係)

市町村が行うことができる事業として、要支援児童の保護者等に対し、その居宅において、子育てに関する情報の提供や家事・養育の援助を始めとする必要な支援を行う事業を新設し、市町村は本事業が着実に実施されるよう、必要な措置の実施に努めなければならないこととした。

当該事業で訪問支援を行う「訪問支援員」は、保育士等の有資格者のほか、子育てに関する知識と経験を有する者その他の当該事業の支援を適切に行う能力を有する者であって、かつ、市町村が指定する研修を受講した者とした。また、当該事業による支援の対象者については、要支援児童等の保護者、特定妊婦に加え、これらに該当するおそれがある者等、市町村長が当該事業による支援が必要と認める者を対象とする旨規定した。さらに、事故の発生及び再発防止に関する努力義務や事故が発

生した場合における指導監督主体となる自治体（当事業の場合、都道府県）への報告義務を規定した。

子育て世帯訪問支援事業の詳細な運用については、「子育て世帯訪問支援事業の実施について」（令和6年3月30日付けこ成環第104号こども家庭庁成育局長通知）や「子育て世帯訪問支援事業ガイドラインについて」（令和6年3月30日付けこ成環第107号こども家庭庁成育局長通知）を参照されたい。

⑥ 児童育成支援拠点事業（新法第6条の3第20項、第34条の17の2、新規則第36条の37の3、第36条の37の4及び第36条の37の5関係）

市町村が行うことができる事業として、養育環境等に関する課題を抱える児童について、当該児童に生活の場を与えるための場所を開設し、情報の提供、相談及び関係機関との連絡調整を行うとともに、必要に応じて当該児童の保護者に対し、情報の提供、相談及び助言その他の必要な支援を行う事業を新設し、市町村は本事業が着実に実施されるよう、必要な措置の実施に努めなければならないこととした。

また、国、都道府県及び市町村以外の者による事業の実施に係る届出・届出事項等について規定し、事業開始時・休廃止時の届出事項を規定した。さらに、事故の発生及び再発防止に関する努力義務や事故が発生した場合における指導監督主体となる自治体（当事業の場合、市町村）への報告義務を規定した。

児童育成支援拠点事業の詳細な運用については、「児童育成支援拠点事業の実施について」（令和6年3月30日付けこ成環第105号こども家庭庁成育局長通知）や「児童育成支援拠点事業ガイドラインについて」（令和6年3月30日付けこ成環第108号こども家庭庁成育局長通知）を参照されたい。

⑦ 親子関係形成支援事業（新法第6条の3第21項及び新規則第1条の32の8関係）

市町村が行うことができる事業として、親子間における適切な関係性の構築を目的として、児童及びその保護者に対し、当該児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言その他の必要な支援を行う事業を新設し、市町村は本事業が着実に実施されるよう、必要な措置の実施に努めなければならないこととした。

併せて、親子関係形成支援事業の事業内容について、講義、グループワーク等を実施することにより、必要な支援を行うものであることを規定した。さらに、当該事業の対象者については、要支援児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童及びその保護者、これらに該当するおそれがある者その他の市町村長が当該事業による支援が必要と認める者と規定した。

親子関係形成支援事業の詳細な運用については、「親子関係形成支援事業の実施について」（令和6年3月30日付けこ成環第106号こども家庭庁成育局長通知）を参照されたい。

（2）事業の拡充

① 子育て短期支援事業（新法第6条の3第3項、新規則第1条の2の10及び第1条の3関係）

子育て短期支援事業について、保護者の心身の状況、児童の養育環境その他の状況を勘案し、児童と共にその保護者に対して支援を行うことが必要である場合にあっては、当該保護者への支援も含め行うことができるものとした。

あわせて、当該事業のうち短期入所生活援助事業の利用期間について、現行、原則7日以内とされ、必要と認められる場合は延長が可能とされているところ、この規定を改正し、保護者の心身の状況、児童の養育環境その他の状況を勘案して市町村長が必要と認める期間と規定することとした。

子育て短期支援事業の詳細な運用については、「子育て短期支援事業の実施について」（令和6年3月30日付けこ成環第103号こども家庭庁成育局長通知）を参照されたい。

② 一時預かり事業（新法第6条の3第7項関係）

子育てに係る保護者の負担を軽減するため、保育所等において一時的に預かることが望ましいと認められる乳児又は幼児が利用可能である旨を明確化した。

4 市町村による利用勧奨及び措置

（1）利用勧奨（新法第21条の18第1項関係）

市町村は、サポートプランが作成された者、児童相談所から引き継いだ者、その他の子育て短期支援事業、養育支援訪問事業、一時預かり事業、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業又は親子関係形成支援事業（以下「家庭支援事業」という。）の提供が必要であると認められる者について、当該者に必要な家庭支援事業の利用を勧奨し、及びその利用ができるよう支援しなければならないものとした。

（2）措置（新法第21条の18第2項関係）

市町村は、（1）の者が、（1）の利用勧奨及び支援を行っても、なおやむを得ない事由により当該勧奨及び支援に係る家庭支援事業を利用することが著しく困難であると認めるときは、当該者について、家庭支援事業による支援を提供する（措置する）ことができるものとした。

利用勧奨・措置の詳細な運用については、「こども家庭センターガイドライン」を参照されたい。

Ⅲ 都道府県等による支援に関する事項

1 里親支援センターの新設に伴う職員配置及び設備基準等に関する事項（新法第7条第1項及び第44条の3関係）

里親支援事業を行うほか、里親及び里親に養育される児童並びに里親になろうとする者について相談その他の援助を行うことを目的とする里親支援センターを、新たに児童福祉施設として位置づけ、同センターの長は、当該事業及び当該援助を行うに当たっては、都道府県等の関係機関と相互に協力し、緊密な連携を図るよう努めなければならないものとした。併せて、他の児童福祉施設と同様に、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）における規定を追加した。

本施設の詳細な運用については、「里親支援センターの設置運営について」（令和6年3月29日付けこ支家第181号こども家庭庁支援局長通知）及び「里親支援センター及びその業務に関するガイドライン」（令和6年3月29日付けこ支家第185号こども家庭庁支援局長通知）を参照されたい。

2 措置解除者等の自立支援（新法第11条第1項第2号又関係）

都道府県の業務として、措置解除者等の実情を把握し、その自立のために必要な援助を行うものとした。「社会的養護自立支援拠点事業等の実施について」及び「社会的養護経験者等への支援に関するガイドライン」においては、社会的養護実態把握事業に係る内容についても含まれているため、参照されたい。

3 障害児入所支援に関する事項（新法第24条の19第4項、第24条の24第2項、第31条の2、新規則第25条の26の2の2、第35条及び第35条の2関係）

障害児入所施設から成人としての生活への移行調整の責任主体について、都道府県及び指定都市である旨を明確化するとともに、障害児入所施設の入所期間について22歳満了時（入所の時期として最も遅い18歳直前から起算して5年間の期間）までの入所継続を可能とした。併せて、22歳満了時まで入所を継続する者の要件について、以下のとおり定めた。

- ① 自傷行為、他害行為及び物を損壊する行為を行う等行動上著しい困難を有する者
- ② 入所等の開始から満20歳に達するまでの期間が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようになるまでの期間として十分な期間であると認められない者その他満20歳に到達してもなお引き続き指定入所支援を受ける必要がある者

なお、改正法の施行を踏まえた、協議の場の開催等に係る今後の対応については、令和6年4月中を目途にこども家庭庁よりお示しする予定である。

4 関係機関への協力の求めに関する事項（新法第 33 条の 3 の 2 関係）

都道府県知事又は児童相談所長は、入所措置、一時保護、在宅指導措置等に関して必要があると認めるときは、地方公共団体の機関、病院、診療所、医学に関する大学（大学の学部を含む。）、児童福祉施設、入所措置等に係る児童が在籍する又は在籍していた学校その他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができるものとし、これらの協力等を求められた者はこれに応ずるよう努めなければならないものとした。

この協力の求めは、入所措置等の決定や変更、期間の更新、解除等の特定の場面に限らず、措置の具体的な内容や措置中の処遇を検討する場合など、法第 33 条の 3 の 2 各号に掲げる入所措置等に関して必要があると認める場合に実施することができるものであること。

また、この規定により都道府県知事又は児童相談所長から資料又は情報の提供等必要な協力を求められた機関等にはこれに応ずる努力義務が課されているところであり、当該機関等がこれに応じて資料又は情報の提供等を行うことについては、原則として守秘義務に違反せず、また、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 27 条第 1 項第 1 号に規定する「法令に基づく場合」に該当するため同法に違反することにならないこと。

IV 児童の権利の擁護に関する事項

改正法においては、児童の権利の擁護を図るため、以下の改正を行ったところであり、都道府県等においては、「こどもの権利擁護スタートアップマニュアル」及び「意見表明等支援員の養成のためのガイドライン」を踏まえ、適切かつ積極的な実施を図られたい。

1 児童の権利の擁護に係る環境整備（新法第 11 条第 1 項第 2 号リ関係）

都道府県の業務として、入所措置等その他の措置の実施及びこれらの措置の実施中における処遇に対する児童の意見又は意向に関し、都道府県児童福祉審議会その他の機関の調査審議及び意見の具申が行われるようにすることその他の児童の権利の擁護に係る環境の整備を行うものとした。

2 意見聴取等措置（新法第 33 条の 3 の 3 関係）

都道府県知事又は児童相談所長は、児童に入所措置等を採用する場合又は入所措置等を解除し、停止し、若しくは他の措置に変更する場合等においては、児童の最善の利益を考慮するとともに、児童の意見又は意向を勘案して入所措置等を行うために、あらかじめ、年齢、発達の状況その他の当該児童の事情に応じ意見聴取等措置をとらなければならないものとした。ただし、児童の生命又は心身の安全を確保するため緊急を要する場合で、あらかじめ意見聴取等措置をとるいとまがないときは、児童に入所措置等を採用し、又は入所措置等を解除し、停止し、若しくは他の措置への変更等を行った後速やかに意見聴取等措置をとらなければならないものとした。

- 3 意見表明等支援事業の創設（新法第6条の3第17項、第34条の7の2から第34条の7の4、新規則第36条の32の2及び第36条の32の3関係）

Ⅱ3（1）③のとおり、意見表明等支援事業を新設し、都道府県は、本事業が着実に実施されるよう、必要な措置の実施に努めなければならないこととした。

V 一時保護に関する事項

- 1 一時保護の要件及び手続の整備に関する事項（新法第33条第1項から第33条第11項関係）

児童虐待のおそれがあるときなど、一時保護の要件を法令上明確化した。また、一時保護を行うときは、親権者等が一時保護に同意した場合や、一時保護を開始した日から7日以内に保護を解除した場合等を除いて、一時保護状を請求しなければならないこととした。併せて、一時保護状の請求に係る裁判等について規定した。

本改正の詳細な運用については、一時保護時の司法審査に関する実務者作業チームにおいて実務的な観点から検討し、本年1月に「一時保護時の司法審査に関する児童相談所の対応マニュアル（案）」を策定・公表した。

今後は、令和6年5月下旬にかけて複数の自治体での試行運用を経て、同年夏頃から秋頃に同マニュアルの確定及び一時保護の要件を定める内閣府令の改正等を行い、令和7年6月1日に施行することとしている。

- 2 一時保護施設の設備及び運営に関する事項（新法第12条の4関係）

都道府県は、一時保護施設の設備及び運営について、条例で、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な生活水準を確保する基準を定めなければならないものとした。

都道府県が条例を定めるに当たって従い、又は参酌することとなる内閣府令で定める基準として、一時保護施設設備運営基準を本年3月27日に公布するとともに、同基準に基づき一時保護施設の管理者及び指導教育担当職員の研修を行う者を指定する指定告示を同29日に公布した。これに伴い、「一時保護ガイドライン」の全部改正を行った（令和6年3月30日付けこ支虐第165号こども家庭庁支援局長通知）ところであり、都道府県等におかれては、一時保護施設設備運営基準、指定告示及び「一時保護ガイドライン」を踏まえて一時保護施設の環境改善を積極的に図られたい。

また、改正法附則第6条においては、施行日から起算して1年を超えない期間内において都道府県の条例が制定施行されるまでの間は、内閣府令で定める基準をもって、条例で定められる基準とみなすものとしているところであり、都道府県におかれては、これまでの間に、内閣府令で定める基準に従い、又は参酌の上、条例の制定をいただくようお願いする。

VI こども家庭ソーシャルワーカーに関する事項

1 児童福祉司の任用に係る要件に関する事項(新法第13条第3項第1号関係)

児童福祉司の任用に係る要件について、児童虐待を受けた児童の保護その他児童の福祉に関する専門的な対応を要する事項について、児童及びその保護者に対する相談及び必要な指導等を通じて的確な支援を実施できる十分な知識及び技術を有する者として内閣府令で定めるもの(こども家庭ソーシャルワーカー)を追加した。

2 指導教育担当児童福祉司に係る要件に関する事項(新法第13条第6項及び新規則第6条の2第2項関係)

指導教育担当児童福祉司に係る要件について、こども家庭ソーシャルワーカーである者(内閣府令で定める施設において2年以上相談援助業務に従事した者その他の内閣府令で定めるものに限る。)で、かつ、児童福祉司としておおむね3年以上勤務した者であって、内閣総理大臣が定める基準に適合する研修の課程を修了したものを追加した。

3 こども家庭ソーシャルワーカーの要件等に関する事項(新規則第5条の2の8から第5条の2の23及び告示関係)

こども家庭ソーシャルワーカーの要件及び求められる水準、こども家庭ソーシャルワーカーの知識及び技能についての審査・証明を行う事業(以下「審査・証明事業」という。)を実施する者の認定基準並びに研修実施機関の基準等を規定した。

審査・証明事業を実施する者については、昨年11月より公募を行い、令和5年12月26日付けで一般財団法人日本ソーシャルワークセンターを認定した。本年3月以降、上記法人より研修実施機関の募集等が行われ、令和6年度早期より研修実施機関による受講者の募集・講習が開始される予定である。研修の対象者の具体的な受講要件(実務経験の範囲等)は、「こども家庭ソーシャルワーカーの要件について」(令和6年3月18日付けこ支虐第81号、こ成保第159号こども家庭庁支援局長、成育局長連名通知)を参照されたい。

VII 保育士の登録に関する事項(新法第18条の20の4第1項、第2項及び第3項関係)

令和6年4月1日以降、保育士を任命し、又は雇用する者は、保育士を任命し、又は雇用しようとするときは、児童生徒性暴力等を行ったことにより保育士の登録を取り消された者等に係るデータベース(保育士特定登録取消者管理システム)を活用するものとした。

都道府県知事等は、関係する情報を当該データベースに迅速に記録すること等の措置を講じる必要がある。

詳細については、「保育士による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針について」(令和5年3月27日付け子発0327第5号厚生労働省子ども家庭

局長通知) (令和 6 年 3 月 29 日最終改正) や、「保育士特定登録者管理システムに係る業務マニュアルについて (周知)」 (令和 6 年 3 月 29 日付けこ成基第 47 号 子ども家庭庁成育局成育基盤企画課長通知) を参照されたい。

VIII 都道府県及び市町村の支弁に関する事項 (新法第 50 条第 6 号の 4、第 50 条第 7 号、第 50 条第 7 号の 3、第 51 条第 2 号の 2 及び新令第 42 条関係)

児童相談所長が児童又はその保護者を児童家庭支援センター等に委託して指導させる場合等におけるこれらの指導に要する費用、里親支援センターにおいて行う里親支援事業に要する費用及び都道府県が行う児童自立生活援助の実施に要する費用であって、満 20 歳以上の措置解除者等に対するものについて、都道府県の支弁とするものとした。

II 4 (2) の家庭支援事業の措置に要する費用は、市町村の支弁とするものとした。

IX 施行 (適用) 期日

本通知に係る改正法、整備政令、整備府令、施行府令及び一時保護施設設備運営基準の各規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行し、告示及び指定告示は同日から適用することとした。ただし、V の 1 に掲げる事項は、令和 7 年 6 月 1 日から施行することとした。

X 附則 (経過措置等)

改正法、整備政令、整備府令、施行府令及び一時保護施設設備運営基準の施行に関し、必要な経過措置を定めるとともに、関係法律、関係政令及び関係府令について所要の改正を行った。